

## 服 部 事 務 所 だ よ り

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5

電 話 : 0859-33-8594 FAX : 0859-33-8775

e - mail : [hattori@sea.chukai.ne.jp](mailto:hattori@sea.chukai.ne.jp) <http://www.chukai.ne.jp/~hattori/>

平成 20 年 9 月号



### 社会保険委託事業主の方へ

健康保険被扶養者調査が

8月20日におかげさまで

無事完了しました。

ご協力ありがとうございました。

ございました。



### 労働保険事務組合委託事業主の方へ

労働保険料第2期分の納入通知ハガキを  
まもなくお届けします

**労働保険料 第2期分**

**口座振替日は9月3日(水)**です

ご多忙中とは思いますが、ご留意のほど  
よろしく申し上げます

### お知らせ 平成 20 年 9 月から厚生年金の保険料率が改定されます

一般の被保険者..... × 現 行 1,000 分の 149.96 (被保険者負担 1,000 分の 74.98)

9 月以降 1,000 分の 153.5 (被保険者負担 1,000 分の 76.75)

健康保険料率は変更ありません

ご不明な点がございましたら、当事務所までおたずね下さい。

## 9 月 の 生 活 ホ ッ ト ニ ュ ー ス

### 公的年金の運用損失が過去最大に

#### 運用利回りはマイナス 6.41%

公的年金の積立金を市場運用する年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は、2007 年度の運用利回りがマイナス 6.41%になったことを発表しました。

#### 運用損失過去最大

2007 年度は、米国の低所得者向け住宅ローン(サブプライムローン)問題に端を発した世界的な株安により、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の運用損失は、過去最大の 5 兆 8,000 億円に膨らみました。

GPIFは「影響はない」と強弁していますが、国民の大切な財算です。より適切な運用管理が必要です。

### 今年度の「地域別最低賃金」

#### 引上げ額は？

#### 地域別最低賃金の新基準は

#### 10 月中に適用予定

中央最低賃金審議会(厚生労働大臣の諮問機関)の小委員会は、今年度における地域別の最低賃金の引上げ額を 7 ~ 15 円と決定し、厚生労働大臣に答申を行いました。これにより、全国平均の最低賃金額が初めて 700 円を超える見通しとなったことが明らかになりました。

なお、地域別最低賃金額は、地方最低賃金審議会(公益代表・労働者代表・使用者代表の各同数の委員で構成される)での審議を経て、地方労働局長により決定されることになっており、今後、同審議会の議論を経て正式決定され、10 月

中に新基準が適用される予定です。

### 「地域別最低賃金」の定義と法改正

地域別最低賃金は、原則として産業や職種などにかかわらず、すべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金で、都道府県ごとに決められています。

今年7月1日から施行された改正最低賃金法(平成19年12月5日公布)では、地域別最低賃金を決定する際には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされました。また、地域別最低賃金を下回った場合の罰金の上限額は、従来の「2万円以下」から「50万円以下」に引き上げられています。

### 都道府県ごとの引上げ額は？

都道府県ごとの引上げ額は以下の通りとなっています。

- ・Aランク(15円)...千葉・東京・神奈川・愛知・大阪
- ・Bランク(11円)...栃木・埼玉・富山・長野・静岡・三重・滋賀・京都・兵庫・広島
- ・Cランク(10円)...北海道・宮城・福島・茨城・群馬・新潟・石川・福井・山梨・岐阜・奈良・和歌山・岡山・山口・香川・福岡
- ・Dランク(7円)...青森・岩手・秋田・山形・鳥取・島根・徳島・愛媛・高知・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

鳥取県は現在621円ですから、10月以降628円前後になるものと思われます。



## 派遣労働者の労災事故

### 爆発的増加

2007年度における派遣労働者労災事故による死傷者数が5,885人に達したことが厚生労働省の調査で明らかになりました。実に、2年前の2倍以上、3年前の約8倍です。製造業での派遣事故が約7割。死亡者は36人です。ワーキングプアの一因と言われる日雇い派遣・登録型派遣ですが、労働災害でも大きな問題を引き起こしています。